

平成 25 年 9 月 27 日

各位

株式会社EYS-STYLE
代表取締役社長 吉岡 秀和
問い合わせ先 倉方、池田、鈴木
Mail pr@eys-style.com

全国一般東京東部労働組合 EYS-STYLE 支部によるストライキについて

平素より、弊社の店舗・レッスン教室をご利用お引き立ていただき、誠にありがとうございます。
ございます。

この度、全国一般東京東部労働組合 EYS-STYLE 支部（執行委員長：大多良学及びその他組合員 37 名。以下、「労働組合」という。）により、平成 25 年 9 月 21 日及び 22 日にストライキが実施されました。会員の皆様に対し、多大なるご迷惑をお掛けし、不安と動揺を与え、企業の社会的責任と使命に背くような事態を引き起こしておりますことは、まずもって衷心よりお詫びを申し上げます。

弊社は、音楽教室を営む上で、顧客である会員様を第一として考えております。少なくとも、弊社の哲学・ビジョンとして、“感動を商いに”を掲げて、“縁”を初めとして、“演”や“宴”、“援”の言葉とその持つ意味を大切にしたコミュニティーの創造に向け、今日まで一歩ずつ前進を続けて来ました。

しかしながら、この度、弊社と一部の講師によって形成される労働組合との間で意見の相違が埋まらず、ストライキが実施されたため、直前でのレッスン休講が余儀なくされました。弊社としては、万全の体制を取れず、結果、会員様に大変なご迷惑とご不快の念をお掛けいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

労働組合が主張している「残業代の未払い」、「違法なペナルティ」及び「10 時間連続勤務」についての状況を下記の通りお知らせいたします。

また、この度のストライキが実施されるまでの正確な経過を下記の通りお知らせさせて頂くとともに、労使が健全な職場環境を醸成するため、速やかに妥当な団体交渉が開催されるべく、弊社より東京都労働委員会に斡旋（※1）の申立を平成 25 年 9 月 17 日に行ったことをお知らせいたします。

※1 斡旋（あっせん）とは、労働争議の解決方法の一つで、労働委員会が指名した斡

旋員が労使間を取り成し、争議の解決を図ることです。

1. 残業代の未払いについて

弊社は、かねてより健全な職場環境醸成のため、正社員または契約社員の講師にはみなし労働時間制を採用しており、月間のみなし残業時間を28時間とした上で、実際の残業時間をその範囲内に収めるべく、労務管理を行ってまいりました。また28時間を超過した残業に対しては、法令で定める残業代を支払う方針としてまいりました。

しかしながら、残業時間の管理が徹底されておらず、支払われていない残業代が存在しました。

弊社は、この事実を真摯に受け止め、平成25年9月11日の8月分給与及び報酬支払日に、平成25年8月31日時点で在籍していた全ての正社員または契約社員である講師に対して、過去の未払い残業代を全て支払いました。

弊社は、引き続き残業代を支払うとともに、残業が極力発生しない労働環境作りに努めてまいります。

2. 違法なペナルティについて

弊社は、会員様へのサービス向上を図るべく、各講師の業績評価を月次で給与及び報酬へ反映するための人事制度として、平成24年10月分給与及び報酬より月次ボーナス制度を、平成24年11月分給与及び報酬より月次ペナルティ制度を導入しました。

本制度導入後、月次ボーナス金額の方が大きい講師が多数存在したため、弊社は、本制度は講師にとって有益な制度であったと認識しておりました。しかしながら、累計でペナルティ金額の方が大きくなっていった講師が存在していたのも事実でございます。

弊社は、このペナルティ金額の方が大きくなっていった講師にとって不利益な制度であったことを真摯に受け止め、平成25年7月31日の弊社及び労働組合による団体交渉の結果、会員様へのサービス向上を図るための人事制度であった月次ボーナス及び月次ペナルティの制度を廃止することとし、同年8月9日並びに9月11日の給与及び報酬支払日において、過去分のペナルティを全額支払いました。

3. 10時間連続勤務について

弊社は、10時間連続勤務について、平成25年8月1日より同年9月24日までの勤務実績を調査したところ、同年8月4日に1名の講師が10時間連続でレッスンを行っていた事実が判明しました。

原因としては、担当講師自身がレッスン予約を受け付けた結果、10時間連続でのレ

ッスンとなったものではありませんが、弊社の管理が行き届かなかった結果であると認識しております。今後は、長時間連続でのレッスンとならないよう、講師への注意及び指導をするとともに、弊社としても、レッスンスケジュールの管理を徹底してまいります。

4. ストライキに至るまでの経緯について

- 平成 25 年 7 月 5 日 全国一般東京東部労働組合 EYS-STYLE 支部が結成される。
- 7 月 31 日 事前の通知がなく、労働組合が団体交渉に訪れる。
- 8 月 9 日 7 月分給与及び報酬支払日。
過去分の業績評価によるペナルティを全て支払う。
労働組合より 8 月 31 日に団体交渉を実施したい旨の通知が届く。
- 8 月 19 日 弊社顧問弁護士より労働組合へ、団体交渉にて交渉する内容を通知してほしい旨を書面にて依頼。
- 8 月 20 日 労働組合より、団体交渉における内容の回答が届く。
- 8 月 26 日 弊社顧問弁護士より、交渉内容が明示されてからの期間が短いため 8 月 31 日は団体交渉を実施できない旨及び 9 月 13 日または 17 日に実施したく、出席人数については弊社及び労働組合ともに 3 名ずつとしたい旨を書面にて通知。
- 8 月 29 日 労働組合より弊社に対し、9 月 13 日の団体交渉に応じるものの、出席者については労働組合にて判断したい旨及び 8 月 31 日に開催できない理由を説明してほしい旨についての通知が届く。
- 9 月 6 日 弊社顧問弁護士より 8 月 31 日の団体交渉については、交渉内容が不明確であり、かつ準備期間が短かったこと及び 8 月 31 日は会員様参加のイベントを開催したため、団体交渉が実施できなかった旨を書面にて回答。
また、団体交渉への出席人数については、15 名は多く、判例からも代表者が出席することが一般的であるため、双方ともに 3 名としたい旨を提案。
- 9 月 10 日 労働組合から 9 月 13 日の団体交渉への出席者は 15 名でないと受け入れられない旨の回答が届く。
- 9 月 11 日 8 月分給与及び報酬支払日。
過去にペナルティとして減額した交通費及び未払残業代を全て支払う。年次有給休暇の残日数を報酬明細に記載。
- 9 月 12 日 弊社顧問弁護士より、7 月 31 日の団体交渉において、暴力的な発言・行動が多数みられたため、9 月 13 日の団体交渉は少人数にて実施したいものの、弊社は 3 名には固執せず、労働組合が 15 名に拘る

のであれば、東京労働委員会に対し、団体交渉の斡旋を申し入れる旨を書面にて通知。

- 9月13日 労働組合の菅野氏より弊社顧問弁護士に対し、団体交渉の参加者は15名で譲らない旨を電話にて通知。弊社顧問弁護士より、その旨を書面にて通知してほしいと申し入れをするも、その後、労働組合より連絡はなく、弊社にて団体交渉の会場は確保していたものの、団体交渉は行われなかった。
- 9月17日 弊社顧問弁護士より東京労働委員会へ団体交渉の斡旋の申立を実施。過去の交渉過程及び7月31日の団体交渉における労働組合による暴力的な発言、行動が多数行われた証拠も併せて提出。
- 9月20日 9月13日の団体交渉を、労働組合の出席人数を理由に拒否したことなどを理由とし、9月21日及び22日にストライキを実施する旨の通知が届く。
- 9月21日及び22日 労働組合によるストライキが実施される。

5. 団体交渉拒否との労働組合主張について

弊社は、労働組合との団体交渉を拒否する考えはございません。弊社は、労働組合による暴力的な発言、行動が行われている現状においては、団体交渉ルールについて労使合意した後に、団体交渉を開催する考えでございます。

弊社は、東京都労働委員会における斡旋の申立を行い、斡旋手続きのやりとりの中で、労働組合と団体交渉ルールについて話し合いを行う予定でございます。

弊社としましては、お客様の Enjoy Your Sound を実現させて頂き、お忙しい社会人の会員様のために、サービス提供者側である弊社の都合でレッスンスケジュールを変えないなどの原点を、従業員一同真摯に振り返り、今後二度とこのようなことがないように運営させて頂きます。

会員の皆様におかれましては、引き続き、講師及び店舗スタッフに対し、これまで同様のご支援を賜れば幸いです。

今後とも、何卒、宜しくお願いいたします。

以上